

国民体育大会宮城県予選会 対象経費の基準と支出の証明方法

科 目	内 容		支出の証明方法
諸謝金	対象者	補助対象上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式により作成すること。(自筆署名・押印) ・補助員として中学生・高校生が謝礼を受領する場合は、氏名・住所の自筆署名のみとする。
	補助員(中学生・高校生)	1,000 円	
	補助員(上記除く)	2,000 円	
	競技役員・筆耕員	3,000 円	
	救護員	9,000 円	
	医師	20,000 円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象者以外の謝金は認めない。 ・上記金額は、1日あたりの補助対象の上限額である。 ・<u>所得税の源泉徴収処理を行うこと。</u> ※源泉徴収については、所管税務署の指導に基づき処理すること。(税率=10.21%) ・交通費、宿泊費、貸切バス、タクシー代等は計上不可とする。 ※大会運営のため、やむをえず役員の宿泊が必要とされる場合は、役員宿泊費を補助対象とする。ただし、領収書貼り付け台紙余白部に宿泊した理由と、宿泊者を明記すること。 		
使用料 賃借料	会場使用料(附帯設備使用料含む) レンタル代(レンタカー等)		<ul style="list-style-type: none"> ・管理者が発行する領収書と使用許可書の写しを添付すること。 ・レンタル代については、請負先の発行する品名・個数・単価が記載された領収証または納品書の写しを添付すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有物に関する賃借料は補助対象外とする。 ・協会間関係者に関する領収書等は計上不可とする。 ・会場使用料 100%減免になる際は、決算書備考に「100%減免」と記入すること。 		
消耗品費	競技用消耗品、事務用消耗品、大会に関わる備品、冬季運営時会場を暖めるための灯油代(会場暖房費を徴収される場合は該当しない)、艇の燃料代、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費(マスク、手指消毒剤等。ただし、必要最低限の数量及び当該年度で消費し備品としないこと)等		<ul style="list-style-type: none"> ・購入店の発行する品名、個数、単価が記載された納品書、領収証(レシート可)の写しを添付すること。 ・明細等が発行できない場合は、領収書の但し書き中に記載すること。
印刷製本費	プログラム、ポスター作成、看板製作		<ul style="list-style-type: none"> ・請負先の発行する品名、個数、単価が記載された納品書または領収証の写しを添付すること。
食糧費	役員(補助員等含む)弁当・飲料代		<ul style="list-style-type: none"> ・購入店の発行する品名、個数、単価が記載された納品書、領収証(レシート可)の写しを添付すること。
通信運搬費	開催通知文等の郵送費 (郵送料・切手・メール便・物品輸送)		<ul style="list-style-type: none"> ・購入店の発行する品名、個数、単価が記載された納品書、領収証(レシート可)、送付先一覧表の写しを添付すること。
	振込手数料は雑費とする。		